

短期入所療養介護費（従来型個室）利用料金表（強化型）

（ 日間利用した場合）

④介護保険自己負担額	+	⑤居住費・食費	+	日用品費・その他	=	合計金額（概算）
------------	---	---------	---	----------	---	----------

※左記の合計金額については、あくまでもおおよその金額ですので、多少前後する場合があります。

\*介護度・段階別施設利用料（1日あたり）

要介護度	内訳	第4段階	第3段階①	第3段階②	第2段階	備考
要介護1	④介護保険自己負担額（①、②）	4,770円	3,350円	3,650円	2,130円	※基本負担の総額には、 ②※1介護職員処遇改善加算・特別な室料・教養娯楽費・別紙の③加算負担分等は含まれておりません。
要介護2		4,849円	3,429円	3,729円	2,209円	
要介護3	⑤居住費	4,919円	3,499円	3,799円	2,279円	
要介護4	⑤食費	4,982円	3,562円	3,862円	2,342円	
要介護5		5,042円	3,622円	3,922円	2,402円	

④介護保険自己負担額（1割負担分）

①基本料金

短期入所療養介護	該当区分	1日あたりの金額
	要介護1	875円
	要介護2	954円
	要介護3	1,024円
	要介護4	1,087円
	要介護5	1,147円

②その他の料金（利用時に必ず加算される項目）

	1日あたりの金額	備考
夜勤職員配置加算	26円	夜勤を行う看護。介護職員を一定の基準で配置している
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	24円	介護職員の資格等基準に対するの体制加算
在宅復帰・在宅支援機能加算（Ⅱ）	55円	在宅復帰・在宅支援指数が70以上の場合（在宅強化型）の場合
※1介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	自己負担の7.5%増し	介護職員の処遇改善に対する加算

⑤その他の利用料（1日あたり）

項目	第4段階	第3段階①	第3段階②	第2段階	備考	
滞在費（1日あたり） （負担上限額）	1,800円	1,370円		550円	短期入所の場合、滞在費（居住費）とは居住環境に応じて、施設が設定する「室料」と「水道光熱費」相当の金額です	
食費 一食あたり	1日あたり （負担上限額）	1,990円	1,000円	1,300円	600円	「食材料費」と「調理費」の範囲が全額自己負担となります  ※1食ごとでの請求となります。
	朝食	430円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事提供分のご請求となります。</li> <li>・1日ごとの食費合計金額で計算します</li> <li>・上記の金額が一日の上限額です。</li> <li>・上限額内の場合は左記の金額になります。</li> </ul>			
	昼食	800円				
	夕食	760円				

項目	1日あたり	備考	
室料	特室	8,800円	
	個室	5,500円	特別な療養室料（税込金額）
その他	日用品費	0円	日常生活する上で、必要なものはご持参していただくこととなります
	教養娯楽費	実施回数分	個別に行う行事、クラブ活動（書道・華道・茶道・その他）等の材料費など

項目	金額	備考
テレビカード	1,000円	1枚10時間使用可能

※外部の委託業者より請求されるもの（利用時）

項目	金額	備考
理美容代	実費	月に2～3回実施している理美容と、ご利用日程が合えば、ご利用可能です（事前にご相談ください）（ご請求については、委託業者より直接ご請求いたします）
私物洗濯代	実費	外部洗濯業者との直接契約に基づき利用する場合（別途契約が必要です）

## 《料金表に関する注意事項》

- \*①～裏面の③加算項目については、端数処理をしていますので回数等により、自己負担の金額が変わる場合があります。
- \*②の※1介護職員処遇改善加算については、①～③のサービス内容により、自己負担の金額が変わる場合があります。

## 《ご利用時の注意事項》

日用品は、日常生活に必要なもの（歯磨き粉・歯ブラシ等）をご持参していただくことになります。ご家族様の諸事情により、ご希望があれば施設でもご用意できるものもございますのでご相談ください。

- \*洗濯物は、ご家族で持ち帰るか業者に依頼することができます。
- \*TVカード等の購入を希望される場合は、お小遣い使用分として、入所時に当施設でお預かりすることもできます。
- \*感染症や精神症状など、医師の判断で個室利用する場合は、1ヶ月間多床室の居住費と同額で利用できます。

## 《介護保険負担限度額（食費・居住費（滞在費））の軽減制度について》

ご利用者ご本人様下記の表にある課税状況により、食費・居住費（滞在費）が軽減される制度があります。市町村の介護保険相談窓口にてご相談の上、申請して下さい。なお、『介護保険負担限度額認定証』を受けている場合には、認定証に記載している金額のご負担となりますので、ご利用の際は必ず施設にご提示ください。ご提示がない場合は軽減されませんのでご了承ください。なお、この制度・申請についてご不明な点がございましたら担当相談員にご相談ください。

1 課税状況の要件	2 預貯金等の資産要件		利用者負担段階 従来型個室の場合
	被保険者本人の 収入・所得の状況	預貯金等の合計額 (注2)	
生活保護受給者		—	
被保険者本人の属する世帯の全員が市民税非課税者 ※配偶者は別世帯でも市民税非課税者	老齢福祉年金受給者 (注1)	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	第1段階に認定
	課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	第2段階に認定 居住費550円 食費 600円
	課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	第3段階①に認定 居住費1370円 食費1000円
	課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	第3段階②に認定 居住費1370円 食費1300円

## 《介護保険高額介護サービス費について》

同月内に利用した介護サービス（介護予防サービス）の利用者負担（1割、2割又は3割分の負担金の合計額）が下記の上限額を超えた場合に、申請により超えた額を「高額介護（介護予防）サービス費」として市から支給する制度です。高額介護（介護予防）サービス費は、在宅・施設にかかわらず対象になります。

所得区分		上限額（世帯）
現役並み所得の方 (※1)	(1) 課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の世帯の方	140,100円
	(2) 課税所得380万円（年収約770万円）以上課税所得690万円（年収約1,160万円）未満の世帯の方	93,000円
	(3) 課税所得380万円（年収約770万円）未満の世帯の方	44,400円
市民税課税世帯の方		44,400円
世帯全員が市民税非課税の方 (1) 本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額（※2）の合計が80万円以下の方 (2) 老齢福祉年金受給者		24,600円
		15,000円
生活保護受給者の方		15,000円

対象外のもの：福祉用具購入費や住宅改修費、サービスの支給限度基準額を超えた部分、施設利用の際の食費・居住費、日常生活費等

## 短期入所療養介護費（多床室）利用料金表（強化型）

（ 日間利用した場合）

④介護保険自己負担額	+	⑤居住費・食費	+	日用品費・その他	=	合計金額（概算）

※左記の合計金額については、あくまでもおおよその金額ですので、多少前後する場合があります。

### \*介護度・段階別施設利用料（1日あたり）

要介護度	内訳	第4段階	第3段階①	第3段階②	第2段階	備考
要介護1	④介護保険自己負担額 (①、②)	3,809円	2,499円	2,799円	2,099円	※基本負担の総額には、 ②※1介護職員処遇改善加算・教養娯楽費・別紙の③加算負担分等は含まれておりません。
要介護2		3,891円	2,581円	2,881円	2,181円	
要介護3	⑤居住費	3,960円	2,650円	2,950円	2,250円	
要介護4	⑤食費	4,022円	2,712円	3,012円	2,312円	
要介護5		4,085円	2,775円	3,075円	2,375円	

### ④介護保険自己負担額（1割負担分）

#### ①基本料金

短期入所療養介護	該当区分	1日あたりの金額
短期入所療養介護	要介護1	964円
	要介護2	1,046円
	要介護3	1,115円
	要介護4	1,177円
	要介護5	1,240円

#### ②その他の料金（利用時に必ず加算される項目）

	1日あたりの金額	備考
夜勤職員配置加算	26円	夜勤を行う看護。介護職員を一定の基準で配置している
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	24円	介護職員の資格等基準に対しての体制加算
在宅復帰・在宅支援機能加算（Ⅱ）	55円	在宅復帰・在宅支援指数が70以上の場合（在宅強化型）の場合
※1介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	自己負担の7.5%増し	介護職員の処遇改善に対する加算

### ⑤その他の利用料（1日あたり）

項目		第4段階	第3段階①	第3段階②	第2段階	備考
滞在費（1日あたり） （負担上限額）	2人	750円	430円		430円	短期入所の場合、滞在費（居住費）とは居住環境に応じて、施設が設定する「室料」と「水道光熱費」相当の金額です
	4人					
食費	1日あたり （負担上限額）		1,990円	1,000円	1,300円	「食材料費」と「調理費」の範囲が全額自己負担となります  ※1食ごとでの請求となります。
	一食あたり	朝食	430円	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事提供分のご請求となります。</li> <li>1日ごとの食費合計金額で計算します</li> <li>上記の金額が一日の上限額です。</li> <li>上限額内の場合は左記の金額となります。</li> </ul>		
		昼食	800円			
		夕食	760円			

項目	1日あたり	備考
その他	日用品費	0円
	教養娯楽費	実施回数分

項目	金額	備考
テレビカード	1,000円	1枚10時間使用可能

### ※外部の委託業者より請求されるもの（利用時）

項目	金額	備考
理美容代	実費	月に2～3回実施している理美容と、ご利用日程が合えば、ご利用可能です（事前にご相談ください）（ご請求については、委託業者より直接ご請求いたします）
私物洗濯代	実費	外部洗濯業者との直接契約に基づき利用する場合（別途契約が必要です）

## 《料金表に関する注意事項》

- \*①～裏面の③加算項目については、端数処理をしていますので回数等により、自己負担の金額が変わる場合があります。
- \*②の※1介護職員処遇改善加算については、①～③のサービス内容により、自己負担の金額が変わる場合があります。

## 《ご利用時の注意事項》

日用品は、日常生活に必要なもの（歯磨き粉・歯ブラシ等）をご持参していただくことになります。ご家族様の諸事情により、ご希望があれば施設でもご用意できるものもございますのでご相談ください。

- \*洗濯物は、ご家族で持ち帰るか業者に依頼することができます。
- \*TVカード等の購入を希望される場合は、お小遣い使用分として、入所時に当施設でお預かりすることもできます。
- \*感染症や精神症状など、医師の判断で個室利用する場合は、1ヶ月間多床室の居住費と同額で利用できます。

## 《介護保険負担限度額（食費・居住費（滞在費））の軽減制度について》

ご利用者ご本人様下記の表にある課税状況により、食費・居住費（滞在費）が軽減される制度があります。市町村の介護保険相談窓口にてご相談の上、申請して下さい。なお、『介護保険負担限度額認定証』を受けている場合には、認定証に記載している金額のご負担となりますので、ご利用の際は必ず施設にご提示ください。ご提示がない場合は軽減されませんのでご了承ください。なお、この制度・申請についてご不明な点がございましたら担当相談員にご相談ください。

1 課税状況の要件	2 預貯金等の資産要件		利用者負担段階 多床室の場合
	被保険者本人の 収入・所得の状況	預貯金等の合計額 (注2)	
生活保護受給者		—	
被保険者本人の属する世帯 の全員が市民税非課税者 ※配偶者は別世帯でも 市民税非課税者	老齢福祉年金受給者 (注1)	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	第1段階に認定
	課税・非課税年金収入額と その他の合計所得金額の 合計が80万9千円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	第2段階に認定 居住費430円 食費 600円
	課税・非課税年金収入額と その他の合計所得金額の 合計が80万9千円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	第3段階①に認定 居住費430円 食費1000円
	課税・非課税年金収入額と その他の合計所得金額の 合計が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	第3段階②に認定 居住費430円 食費1300円

## 《介護保険高額介護サービス費について》

同月内に利用した介護サービス（介護予防サービス）の利用者負担（1割、2割又は3割分の負担金の合計額）が下記の上限額を超えた場合に、申請により超えた額を「高額介護（介護予防）サービス費」として市から支給する制度です。高額介護（介護予防）サービス費は、在宅・施設にかかわらず対象になります。

所得区分		上限額（世帯）
現役並み所得の方 (※1)	(1) 課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の世帯の方	140,100円
	(2) 課税所得380万円（年収約770万円）以上課税所得690万円（年収約1,160万円）未満の世帯の方	93,000円
	(3) 課税所得380万円（年収約770万円）未満の世帯の方	44,400円
市民税課税世帯の方		44,400円
世帯全員が市民税非課税の方 (1) 本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額（※2）の合計が80万円以下の方 (2) 老齢福祉年金受給者		24,600円
		15,000円
生活保護受給者の方		15,000円

対象外のもの：福祉用具購入費や住宅改修費、サービスの支給限度基準額を超えた部分、施設利用の際の食費・居住費、日常生活費等

介護老人保健施設ウエストケアセンター

③その他の加算項目

※利用した場合請求が必ず発生する加算 (Ⅰ) もしくは (Ⅱ) のどちらかになります。  
(3、4は②その他の料金に含まれています。)

フリ	フリ	内 容	1割負担金額	備 考
1	一月あたり	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	107円	(Ⅱ)の要件を満たし、業務改善の取り組みによる成果の確認や見守り機器等を複数導入し、職員間の役割分担の取組等を行い、1年以内に1回効果を示すデータを提出している場合
2		生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11円	利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催し、必要な安全対策を講じた上で、改善活動を継続的に行っており、1年以内に1回効果を示すデータを提出し、見守り機器等を1つ以上導入している場合
3	一日あたり	在宅復帰・在宅支援機能加算(Ⅰ)	55円	在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上60未満であること(基本型であること)
4		在宅復帰・在宅支援機能加算(Ⅱ)	55円	在宅復帰・在宅支援指数が71以上の場合(在宅強化型)の場合

※サービスを提供した場合請求が発生する加算

フリ	フリ	内 容	1割負担金額	備 考
5	一月あたり	口腔連携強化加算	54円	介護職員等が、口腔の健康状態を評価し、評価の結果を歯科医療機関及び介護支援専門員へ情報を提供した場合
6	一食あたり	療養食加算	9円	医師の指示に基づく療養食を提供した場合(1食ごと)
7	一回あたり	送迎加算(片道)	197円	送迎を行った場合(ご家族送迎が基本となります。)
8	一日あたり	個別リハビリテーション実施加算	257円	個別リハビリテーション計画の作成及び短期入所中に個別リハビリテーションを行った場合
9		緊急時施設療養費	554円	病状が著しく悪化し緊急の治療管理を行った場合(月3日限度)
10		認知症行動・心理症状緊急対応加算	214円	認知症の行動・心理症状が認められ、緊急で施設利用した場合(7日間限度)
11		認知症ケア加算	82円	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対し、認知症専門棟にてケアを行った場合に算定
12		若年性認知症利用者受入加算	129円	若年性認知症(第2号被保険者)を受け入れた場合
13		緊急短期入所受入加算	97円	利用者の状態及びご家族の事情等により居宅サービス計画にない短期入所療養介護を緊急で受け入れた場合(7日限度)
14		重度療養管理加算	129円	要介護4または5の利用者に対し、計画的な医学管理を継続的に行った場合
15		総合医学管理加算	294円	治療管理を目的として、短期入所療養介護を利用した場合(10日間限度)
16		認知症専門ケア加算(Ⅰ)	4円	認知症の入所者の受入れている割合が一定以上の基準を満たしており、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者が、チームとしてケアを実施している場合
17		認知症専門ケア加算(Ⅱ)	5円	認知症専門ケア加算(Ⅰ)の基準を満たしており、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を配置し研修計画の作成認知症ケアの指導等を実施している場合
18	基本料金から減算される項目	夜勤職員勤務条件基準を満たさない場合の減算	基本料金の97%に減算	夜間配置の基準を満たしていない場合
19		入所定員の超過または職員の欠員等の減算	基本料金の70%に減算	入所定員の超過または職員の欠員等の場合
20		身体拘束廃止未実施減算	基本料金から1.0%に減算	身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない場合(令和7年4月1日~適用)
21		高齢者虐待防止措置未実施減算	基本料金から1.0%に減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合
22		業務継続計画未策定減算	基本料金から1.0%に減算	感染症や自然災害発生時において、早期の業務再開や必要な介護サービスを継続的に提供するための、業務継続計画が未策定の場合

※料金表に関する注意事項

\*上記の加算項目については、端数処理をしていますので回数等により、自己負担の金額が変わる場合があります。